

概要(給水装置申請)

対象者	大分市上下水道局から指定を受けている指定給水装置工事事業者のみ申請可能		
対象工事	新設工事	私管分岐承諾印、土地通過承諾印を必要としないものに関し、三階建て以上の建築物もしくは受水槽方式の建築物ラインに関しては不可	
	舗装先行	私管分岐承諾印、土地通過承諾印を必要としないものに関し	
	団地配管	水道の権利宅地を含むもの、私管分岐承諾印、土地通過承諾印を必要としないものに関し	
提出書類	位置図		地図を赤く囲う等を行い、工事範囲を明確にする事
	工事図面1	平面図	新設する配管を赤い実線として、口径、管種を必ず記載する事
			下水等給水装置以外の配管は削除する事
			二階建ての建築物に関しては各階の平面図を作成し給水装置がなくても添付する事
			給湯施設に関して、赤色の点線で記載する事
			井戸水や簡易水道等も図面の中に赤色以外の色で記載する事
	誓約書等		大分市の基準をやむを得ず守れない工事の際は必ず誓約書を添付する事。ただし誓約書に印鑑が必要になる場合についてはオンライン申請は不可
	建築確認		建築確認済証、確認申請書、第二面、第三面まで提出する事

※水道の権利が存在する。または、権利を使用する工事に関してはオンライン申請不可となります。

※誓約書や申請書に印鑑が必要となる工事に関してもオンライン申請不可となります。

※アパート等複数の申請が必要となる場合は、一件ずつ申請を行っていただきます。

※納付書や写真指示はこれまで通り窓口にて受け取りに来庁してください。(目安は1週間です。)